

令和3年(ワ)第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

原告 原 伸 雄 外16名

被告 東北電力株式会社

第4準備書面

令和3年11月25日

仙台地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一
外

甲B第8号証の13の1～2によって明らかになった受付ステーションの実情

1 はじめに

原告らは訴状請求原因第8の1の(3)において、受付ステーションによる交通渋滞を取り上げ、受付ステーション準備についての仙台市と石巻市の打合せが2回文書のやり取りだけであり、大崎市の場合、一度も打合せが行われていないことを指摘した。さらに、第2準備書面2頁～4頁で甲B第8号証の9～同第8号証の12の3に基づき、仙台市との間では令和2年3月12日に打合せを行っているが、

- ① 開設期間の問題
- ② 石巻市から避難先自治体の受付ステーションに派遣する職員の問題
- ③ 避難先自治体の受け入れが（予定された避難者全部ではなく）一部である場合の扱い
- ④ 予定外避難者を受け付けるのかどうか
- ⑤ 被告からの支援

については打合せをしていないこと、大崎市との間では令和2年3月10日に意見交換が行われているが、上記①～⑤について打ち合わせをしていないことに加え、

- ⑥ 合同庁舎のどの場所を避難所受付ステーションとして使用するのか。現在その場所を使用している使用者の了解がとれるのか。その場所が避難所受付ステーションとして利用可能か。
- ⑦ 大崎市が派遣する職員の数
- ⑧ 受付業務の内容
- ⑨ 各受付ステーションに備える必要のある必要機材（通信機器を含む）
- ⑩ 24時間体制で受付業務を実施するのか否か

についても打ち合わせをしていないことを明らかにした。

2 甲B第8号証の13の1～2によって明らかになった事実

そして今回、甲B第8号証の13の1～2によって以下のことが明らかになった。

- ① 女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れる事故が発生し、PAZ、UPZ全域に広域避難の指示が出た場合について、仙台市の青葉体育館と宮城県大崎合同庁舎に設営予定の受付ステーション（以下、両受付ステーション）で受付する予定の車両の台数が分かる資料が石巻市に存在しない
- ② 女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れる事故が発生し、PAZ、UPZ全域に広域避難の指示が出た場合について、両受付ステーションにおいて、受付を終えた車両が駐車場を出て次の車両が出るまでの平均時間（両受付ステーションの受付能力）を調べた結果が記載された資料が石巻市に存在しない
- ③ 女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れる事故が発生し、PAZ、UPZ全域に広域避難の指示が出た場合について、両受付ステーションの受付スタッ

フの人数（仙台市の場合、仙台市派遣が6人、市派遣が1人）が十分かどうかを検討した結果が記載された資料が石巻市に存在しない

- ④ 女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れる事故が発生し、PAZ、UPZ全域に広域避難の指示が出た場合について、両受付ステーションの開設必要期間を予測した結果が記載された資料が石巻市に存在しない
- ⑤ 女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れる事故が発生し、PAZ、UPZ全域に広域避難の指示が出た場合について、仙台市と大崎市に当初要請の両受付ステーションの開設期間（1日～3日）を超えた場合、超えた後の両受付ステーションの開設を避難元自治体（石巻市）の責任で行うのか、それとも避難先自治体（仙台市、大崎市）の責任で行うのかを仙台市・大崎市と協議した結果が記載された資料が石巻市に存在しない
- ⑥ 避難車両が渋滞に巻き込まれ、食料、水等の補給が望めず、トイレを見つけることも困難である場合、避難開始後、何日間その状態で持ちこたえられるかを調べた結果が記載された資料が石巻市に存在しない

3 以上の事実は原告が第3準備書面20頁で述べた宮城県、石巻市の広域避難計画が机の上、紙の上だけで作成され「この計画に従えば、現場でどのようなことが起きるか」を全く予想しなかったこと、計画策定後も現場で発生する課題に対する検討を欠いたまま、現在に至っていることを意味している。

以 上